

練馬区告示第 **397** 号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により特別区道路線の区域をつぎのように変更する。

なお、その関係図面は、令和8年8月5日から起算して15日間、本区土木部管理課において一般の縦覧に供する。

令和8年8月5日

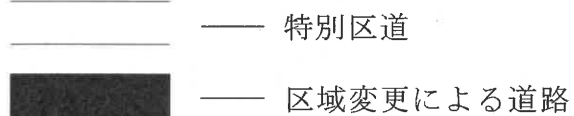
練馬区長 吉 田 健 一

路線名	編 入 区 域	増 面 積 (平方メートル)
12-446	練馬区 練 馬 一 丁目 6103 番 39 地先	110.51

特別区道路線区域変更図

練馬一丁目地内

縮尺 600分の1



6103-39のうち

